

## 連盟が開設するレピータ局及びアシスト局並びにリモコン局に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、連盟が開設するレピータ局及びアシスト局並びにリモコン局に関し、その開設の条件、管理及び運用等について定めることを目的とする。

### (局の種別及び定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づく委任の規約の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- (1) レピータ局 アマチュア業務の中継（別に定める特定の通報及びビーコン信号の送信を含む。）用無線局をいう。（(2)に該当するものを除く。）
- (2) アシスト局 レピータ局の中継を援助するアマチュア業務の中継用無線局（レピータ局を介して公衆網に接続することを目的として開設されるものを含む。）をいう。
- (3) リモコン局 レピータ局又はアシスト局の電波の発射の停止等を遠隔制御するアマチュア局をいう。

2 レピータ局（リモコン局を含む。以下同じ。）及びアシスト局（リモコン局を含む。以下同じ。）の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

- (1) 直轄局 レピータ局及びアシスト局であって、原則として連盟がその局の無線設備の調達、設置及び管理運用並びに無線局免許の取得維持にかかる費用を支出し、かつ、別に定めるところにより会長が承認した団体（以下、団体という。）が管理することを条件として、連盟が開設するものをいう。
- (2) 団体局 レピータ局及びアシスト局であって、団体が前号に定める費用をすべて負担し、かつ、その無線設備を連盟に無償貸与することを条件として、連盟が開設するものをいう。

### (開 設)

第3条 レピータ局及びアシスト局（以下、局という。）は、広く一般のアマチュア局の利用に供して、効率的にアマチュア業務を行うことを目的として開設するものとする。

- 2 局の開設は、会長の承認を得て行うものとする。
- 3 局の開設の基準及び手続等は、別に定める。

### (管理者等)

第4条 会長は、局の無線設備及び業務書類等の管理については、団体の代表者（以下、局の管理者という。）に委任して行うものとする。

- 2 局の管理者が、直轄局にかかる者である場合は、その局の管理について、必要に応じ会長の承認を得て、管理事務の一部を事務局長に委任することができる。
- 3 局の管理等の方法については、別に定める。

### (管理者の責務)

第5条 局の管理者は、委任事務を忠実に処理するものとし、局を管理する行為に関して連盟又は第三者に損害を与えたときは、その賠償等に関し一切の責任を負うものとする。

2 局の管理者は、当該団体の構成員の責任分界を明確に定めておかなければならない。

### (調査)

第6条 会長は、局の管理及び運用の円滑な実施を図るため必要があると認めたときは、実地に局を調査することができる。

### (周波数等の変更)

第7条 会長は、局の運用が混信等のため良好に行われなくなつたと認めた場合は、当該局の周波数、空中線電力又は空中線の型式及び地上高等を変更することができる。

2 前項の規定により、局について周波数等の変更を行う場合の費用は、直轄局にあつては連盟、団体局にあつては当該局の管理者が負担するものとする。

### (廃止)

第8条 会長は、局が無線局免許の効力を失つた場合は、当該局を廃止するものとする。

2 会長は、局の管理及び運用が正常に行われなるときは、局の管理者に対して改善するよう要請するものとし、改善されなるときは当該局を廃止することができる。ただし、電波法令に違反した場合は前段に定める改善要請をすること無く、当該局を廃止することができる。

3 会長は、局の管理者から廃止の申出があつたときは、当該局を廃止することができる。

4 第1項及び第2項並びに第3項の規定により局を廃止した場合、当該局の管理者は直ちに局の電波発射を停止し、空中線を撤去しなければならない。

5 局が廃止されたときは、連盟は無償貸与されていた無線設備を団体に返却し、団体は第4項の空中線の撤去を行った後に解散するものとする。

6 第1項及び第2項並びに第3項の規定により局を廃止した場合の責任については、第5条第1項の規定が及ぶものとし、廃止にかかるすべての費用は、団体が負担するものとする。

### (告知)

第9条 会長は、局（リモコン局を除く。）を開設したときは、無線設備の設置場所、呼出符号、運用時間及び局の管理者その他の必要事項（変更したときはその事項）を告知するものとする。なお、局を廃止したときは、その旨を告知するものとする。

2 前項の告知は、連盟機関誌又は Web 等で公表する。

### (経理)

第10条 直轄局の経理にかかる出納事務は、事務局において行うものとする。

**(特 例)**

第11条 会長は、局の開設等に関し、特に必要があると認めるときは、この規程及びこの規程の委任に基づく規約の定めにかかわらず、理事会の承認を得て措置することができるものとする。

**附則** 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

**附則** 本規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。（第69回理事会決定）  
令和5年10月1日改正 第8条第2項